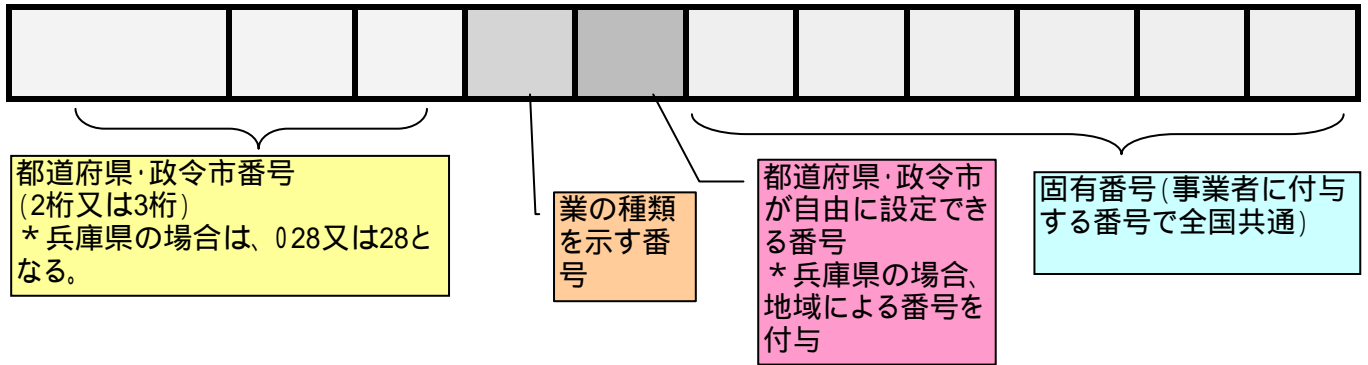


記入間違いの多い
許可番号について

(特別管理)産業廃棄物処理業許可ごとに付与する10桁又は11桁の番号。
構成は以下のとおりとなっている。



許可番号は産業廃棄物処理委託契約書や契約書添付の許可証を確認して下さい。
例えば、兵庫県から(普通)産業廃棄物を運搬委託する場合、運搬委託業者の許可番号は「(0)280xxxxxx」が「(0)281xxxxxx」のいずれかになり、処分委託先が姫路市内であれば処分委託業者の許可番号は「(0)702xxxxxx」、「(0)703xxxxxx」、「(0)704xxxxxx」の内いずれかになります。兵庫県から特別管理産業廃棄物を運搬委託する場合、運搬委託業者の許可番号は「(0)285xxxxxx」が「(0)286xxxxxx」のいずれかになり、処分委託先が姫路市内であれば処分委託業者の許可番号は「337xxxxxx」、「338xxxxxx」、「339xxxxxx」の内いずれかになります。

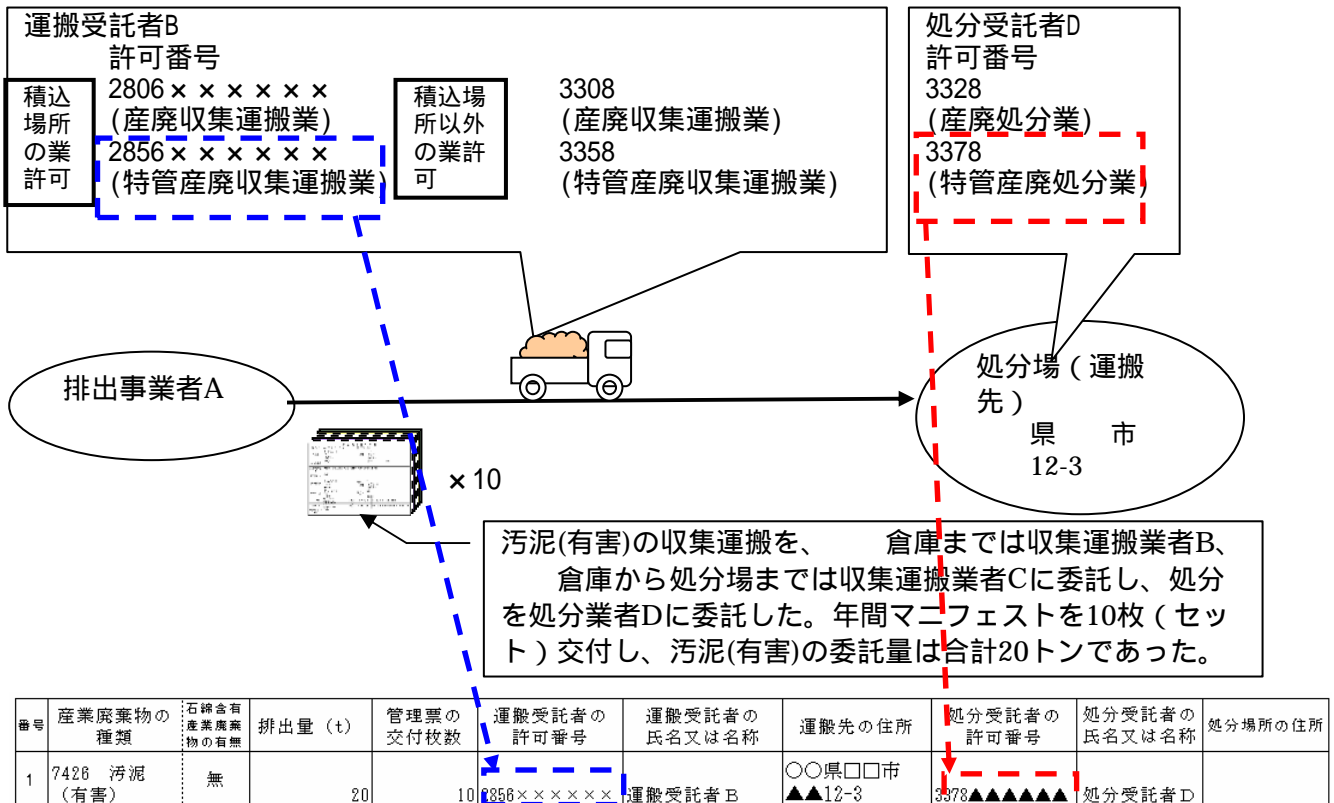
都道府県・政令市都道府県番号

都道府県番号	都道府県名	都道府県番号	都道府県名	政令市番号	政令市	政令市番号	政令市
1	北海道	31	鳥取県	50	旭川市	81	熊本市
2	青森県	32	島根県	51	札幌市	82	鹿児島市
3	岩手県	33	岡山県	52	函館市	83	岡山市
4	宮城県	34	広島県	54	仙台市	84	宇都宮市
5	秋田県	35	山口県	55	千葉市	85	富山市
6	山形県	36	徳島県	56	横浜市	86	秋田市
7	福島県	37	香川県	57	川崎市	87	郡山市
8	茨城県	38	愛媛県	58	横須賀市	88	大分市
9	栃木県	39	高知県	59	新潟市	89	松山市
10	群馬県	40	福岡県	60	金沢市	90	豊田市
11	埼玉県	41	佐賀県	61	岐阜市	91	福山市
12	千葉県	42	長崎県	62	静岡市	92	高知市
13	東京都	43	熊本県	63	浜松市	93	宮崎市
14	神奈川県	44	大分県	64	名古屋市	94	いわき市
15	新潟県	45	宮崎県	65	京都市	95	長野市
16	富山県	46	鹿児島県	66	大阪市	96	豊橋市
17	石川県	47	沖縄県	67	堺市	97	高松市
18	福井県			68	東大阪市	98	相模原市
19	山梨県			69	神戸市	99	西宮市
20	長野県			70	姫路市	100	倉敷市
21	岐阜県			71	尼崎市	101	さいたま市
22	静岡県			72	和歌山市	102	奈良市
23	愛知県			73	広島市	103	川越市
24	三重県			74	呉市	104	船橋市
25	滋賀県			75	下関市	105	岡崎市
26	京都府			76	北九州市	106	高槻市
27	大阪府			77	福岡市	108	青森市
28	兵庫県			78	大牟田市	110	盛岡市
29	奈良県			79	長崎市	111	柏市
30	和歌山県			80	佐世保市	112	久留米市

業の種類

業の種類		番号
産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分・最終	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まない	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分・最終	9

記載例 複数の許可番号を有する処理業者に委託した場合



*業者によっては複数の許可番号を持っている場合がありますので委託契約書で確認してください。上記の場合は特別管理産業廃棄物(特管産廃)を委託したので、特別管理産業廃棄物の処理業許可番号を記入します。また、運搬受託者の許可番号には積み込み先である兵庫県の許可番号を記入します。